

1 訪問介護事業所における介護給付費算定にかかる体制等の登録について<令和3年4月1日での移行>

変更点	既存事業所の取扱い
「その他該当する体制等」欄の「LIFEへの登録」について、 「1：なし」 「2：あり」 を新設する。	新たな届出がない場合は、 「1：なし」 と登録する。
「その他該当する体制等」欄の「特定事業所加算V」について、 「1：なし」 「2：あり」 を新設する。	新たな届出がない場合は、 「1：なし」 と登録する。
「その他該当する体制等」欄の「特定事業所加算」について、 「特定事業所加算（V以外）」に名称変更する。	取り扱いに変更なし。
「その他該当する体制等」欄の「認知症専門ケア加算」について、 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を新設する。	新たな届出がない場合は、 「1：なし」 と登録する。

※その他の加算については、令和3年3月31日時点の登録情報をそのまま移行します。

2 訪問入浴介護事業所における介護給付費算定にかかる体制等の登録について<令和3年4月1日での移行>

変更点	既存事業所の取扱い
「その他該当する体制等」欄の「LIFEへの登録」について、 「1：なし」 「2：あり」 を新設する。	新たな届出がない場合は、 「1：なし」 と登録する。
「その他該当する体制等」欄の「認知症専門ケア加算」について、 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を新設する。	新たな届出がない場合は、 「1：なし」 と登録する。
「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」について、 <従来> 「1：なし」、「3：加算Ⅰイ」、「2：加算Ⅰロ」を <新規> 「1：なし」、「4：加算Ⅰ」、「3：加算Ⅱ」、「5：加算Ⅲ」に変更する。	「4：加算Ⅰ」、「5：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「3：加算Ⅰイ」であり、新たな届出がない場合には「3：加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「2：加算Ⅰロ」であり、新たな届出がない場合には「1：なし」とみなす。

※その他の加算については、令和3年3月31日時点の登録情報をそのまま移行します。

3 介護予防訪問入浴介護事業所における介護給付費算定にかかる体制等の登録について<令和3年4月1日での移行>

変更点	既存事業所の取扱い
「その他該当する体制等」欄の「LIFEへの登録」について、 「1：なし」 「2：あり」 を新設する。	新たな届出がない場合は、 「1：なし」 と登録する。
「その他該当する体制等」欄の「認知症専門ケア加算」について、 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を新設する。	新たな届出がない場合は、 「1：なし」 と登録する。
「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」について、 <従来> 「1：なし」、「3：加算Ⅰイ」、「2：加算Ⅰロ」を <新規> 「1：なし」、「4：加算Ⅰ」、「3：加算Ⅱ」、「5：加算Ⅲ」に変更する。	「4：加算Ⅰ」、「5：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「3：加算Ⅰイ」であり、新たな届出がない場合には「3：加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「2：加算Ⅰロ」であり、新たな届出がない場合には「1：なし」とみなす。

※その他の加算については、令和3年3月31日時点の登録情報をそのまま移行します。

4 訪問看護介護事業所における介護給付費算定にかかる体制等の登録について<令和3年4月1日での移行>

変更点	既存事業所の取扱い
<p>「その他該当する体制等」欄の「LIFEへの登録」について、 「1：なし」 「2：あり」を新設する。</p>	<p>新たな届出がない場合は、 「1：なし」と登録する。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」について、 <従来> 「1：なし」、「2：イ及びロの場合」、「3：ハの場合」を <新規> 「1：なし」、「4：加算Ⅰ（イ及びロの場合）」、「2：加算Ⅱ（イ及びロの場合）」、「5：加算Ⅰ（ハの場合）」、「3：加算Ⅱ（ハの場合）」に変更する。</p>	<p>「4：加算Ⅰ（イ及びロの場合）」又は「5：加算Ⅰ（ハの場合に該当する場合）」に該当する場合は、新たに加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：イ及びロの場合」、「3：ハの場合」で、新たな届出がない場合は、「2：加算Ⅱ（イ及びロの場合）」、「3：加算Ⅱ（ハの場合）」とみなす。</p>

※その他の加算については、令和3年3月31日時点の登録情報をそのまま移行します。

5 介護予防訪問看護介護事業所における介護給付費算定にかかる体制等の登録について<令和3年4月1日での移行>

変更点	既存事業所の取扱い
<p>「その他該当する体制等」欄の「LIFEへの登録」について、 「1：なし」 「2：あり」を新設する。</p>	<p>新たな届出がない場合は、 「1：なし」と登録する。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」について、 <従来> 「1：なし」、「2：あり」を <新規> 「1：なし」、「3：加算Ⅰ」、「4：加算Ⅱ」に変更する。</p>	<p>「3：加算Ⅰ」又は「4：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな届出が必要となる。 既存届出が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>

※その他の加算については、令和3年3月31日時点の登録情報をそのまま移行します。

6 通所介護事業所における介護給付費算定にかかる体制等の登録について<令和3年4月1日での移行>

変更点	既存事業所の取扱い
<p>「その他該当する体制等」欄の「LIFEへの登録」について、 「1：なし」 「2：あり」を新設する。</p>	<p>新たな届出がない場合は、 「1：なし」と登録する。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」について、 <従来> 「1：なし」、「5：加算Ⅰイ」、「2：加算Ⅰロ」、「3：加算Ⅱ」を <新規> 「1：なし」、「6：加算Ⅰ」、「5：加算Ⅱ」、「7：加算Ⅲ」に変更する。</p>	<p>「6：加算Ⅰ」、「7：加算Ⅲ」に該当する場合は新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「5：加算Ⅰイ」であり、新たな届出がない場合は「5：加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「2：加算Ⅰロ」、「3：加算Ⅱ」であり、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「個別機能訓練加算」について、 「1：なし」、「2：加算Ⅰイ」、「3：加算Ⅰロ」を新設する。</p>	<p>新たな届出がない場合は、 「1：なし」と登録する。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「ADL維持等加算」について、 「ADL維持等加算Ⅲ」に名称変更する。</p>	<p>既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：あり」とみなす。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「個別機能訓練加算Ⅰ」について、廃止する。</p>	<p>なし。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「個別機能訓練加算Ⅱ」について、廃止する。</p>	<p>なし。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「入浴介助体制加算」について、 <従来> 「1：なし」、「2：あり」を <新規> 「1：なし」、「2：加算Ⅰ」、「3：加算Ⅱ」に変更する。</p>	<p>「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」であり、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」 「1：なし」、「2：あり」を新設する。</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「科学的介護推進体制加算」 「1：なし」、「2：あり」を新設する。</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「生活機能向上連携加算」について、 <従来> 「1：なし」、「2：あり」を <新規> 「1：なし」、「3：加算Ⅰ」、「2：加算Ⅱ」に変更する。</p>	<p>「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」であり、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「口腔機能向上体制加算」を 「口腔機能向上加算」に名称変更する。</p>	<p>令和3年3月31日時点の登録状況をそのまま移行する。</p>

※その他の加算については、令和3年3月31日時点の登録情報をそのまま移行します。

7 通所リハビリテーション事業所における介護給付費算定にかかる体制等の登録について<令和3年4月1日での移行>

変更点	既存事業所の取扱い
<p>「その他該当する体制等」欄の「LIFEへの登録」について、 「1：なし」 「2：あり」を新設する。</p>	<p>新たな届出がない場合は、 「1：なし」と登録する。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「社会参加支援加算」について、 「移行支援加算」に名称変更する。</p>	<p>令和3年3月31日時点の登録状況をそのまま移行する。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「リハビリテーションマネジメント加算」について、 <従来> 「1：なし」、「2：加算Ⅰ」、「3：加算Ⅱ」、「4：加算Ⅲ」、「5：加算Ⅳ」を <新規> 「1：なし」、「3：加算AⅠ」、「6：加算Aロ」、「4：加算BⅠ」、「7：加算Bロ」に変更する。</p>	<p>「6：加算Aロ」、「7：加算Bロ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「3：加算Ⅱ」、「4：加算Ⅲ」であり、新たな届出がない場合は「3：加算AⅠ」、「4：加算BⅠ」とみなす。 既存届出内容が「2：加算Ⅰ」、「5：加算Ⅳ」で新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「入浴介助体制加算」について、 <従来> 「1：なし」、「2：あり」を <新規> 「1：なし」、「2：加算Ⅰ」、「3：加算Ⅱ」に変更する。</p>	<p>「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」であり、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」 「1：なし」、「2：あり」を新設する。</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「科学的介護推進体制加算」 「1：なし」、「2：あり」を新設する。</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」について、 「1：なし」、「4：加算Ⅰイ」、「2：加算Ⅰロ」、「3：加算Ⅱ」を 「1：なし」、「5：加算Ⅰ」、「4：加算Ⅱ」、「6：加算Ⅲ」に変更する。</p>	<p>「5：加算Ⅰ」、「6：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「4：加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「2：加算Ⅰロ」、「3：加算Ⅱ」であり、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「口腔機能向上体制加算」を 「口腔機能向上加算」に名称変更する。</p>	<p>令和3年3月31日時点の登録状況をそのまま移行する。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「短期集中個別リハビリテーション実施加算」を廃止する。</p>	<p>なし。</p>

※その他の加算については、令和3年3月31日時点の登録情報をそのまま移行します。

8 介護予防通所リハビリテーション事業所における介護給付費算定にかかる体制等の登録について<令和3年4月1日での移行>

変更点	既存事業所の取扱い
「その他該当する体制等」欄の「LIFEへの登録」について、 「1：なし」 「2：あり」を 新設 する。	新たな届出がない場合は、 「1：なし」と登録する。
「その他該当する体制等」欄の「リハビリテーションマネジメント加算」を 廃止 する。	なし。
「その他該当する体制等」欄の「科学的介護推進体制加算」 「1：なし」、「2：あり」を 新設 する。	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」について、 「1：なし」、「4：加算Ⅰイ」、「2：加算Ⅰロ」、「3：加算Ⅱ」を 「1：なし」、「5：加算Ⅰ」、「4：加算Ⅱ」、「6：加算Ⅲ」に 変更 する。	「5：加算Ⅰ」、「6：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「4：加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「2：加算Ⅰロ」、「3：加算Ⅱ」であり、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
「その他該当する体制等」欄の「口腔機能向上体制加算」を 「口腔機能向上加算」に 名称変更 する。	令和3年3月31日時点の登録状況をそのまま移行する。

※その他の加算については、令和3年3月31日時点の登録情報をそのまま移行します。

9 訪問リハビリテーション事業所における介護給付費算定にかかる体制等の登録について<令和3年4月1日での移行>

変更点	既存事業所の取扱い
<p>「その他該当する体制等」欄の「LIFEへの登録」について、 「1：なし」 「2：あり」を新設する。</p>	<p>新たな届出がない場合は、 「1：なし」と登録する。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「社会参加支援加算」について、 「移行支援加算」に名称変更する。</p>	<p>令和3年3月31日時点の登録状況をそのまま移行する。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「短期集中リハビリテーション実施加算」を廃止する。</p>	<p>なし。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」について、 <従来> 「1：なし」、「2：あり」を <新規> 「1：なし」、「3：加算Ⅰ」、「4：加算Ⅱ」に変更する。</p>	<p>「3：加算Ⅰ」又は「4：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな届出が必要となる。 既存届出が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
<p>「その他該当する体制等」欄の「リハビリテーションマネジメント加算」について、 <従来> 「1：なし」、「2：加算Ⅰ」、「3：加算Ⅱ」、「4：加算Ⅲ」、「5：加算Ⅳ」を <新規> 「1：なし」、「3：加算AⅠ」、「6：加算AⅡ」、「4：加算BⅠ」、「7：加算BⅡ」に変更する。</p>	<p>「6：加算AⅡ」、「7：加算BⅡ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「3：加算Ⅱ」、「4：加算Ⅲ」であり、新たな届出がない場合は「3：加算AⅠ」、「4：加算BⅠ」とみなす。 既存届出内容が「2：加算Ⅰ」、「5：加算Ⅳ」で新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>

※その他の加算については、令和3年3月31日時点の登録情報をそのまま移行します。

1 0 介護予防訪問リハビリテーション事業所における介護給付費算定にかかる体制等の登録について<令和3年4月1日での移行>

変更点	既存事業所の取扱い
「その他該当する体制等」欄の「LIFEへの登録」について、 「1：なし」 「2：あり」を 新設 する。	新たな届出がない場合は、 「1：なし」と登録する。
「その他該当する体制等」欄の「リハビリテーションマネジメント加算」を 廃止 する。	なし。
「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」について、 <従来> 「1：なし」、「2：あり」を <新規> 「1：なし」、「3：加算Ⅰ」、「4：加算Ⅱ」に 変更 する。	「3：加算Ⅰ」又は「4：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな届出が必要となる。 既存届出が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

※その他の加算については、令和3年3月31日時点の登録情報をそのまま移行します。

1 1 福祉用具貸与事業所における介護給付費算定にかかる体制等の登録について<令和3年4月1日での移行>

<p>福祉用具貸与については、変更ありません。</p>
